

十六輪中の成立と現況

馬淵 旻 修
安田 守

はじめに

岐阜県において勾配千分の一以下の水田地帯は26,700ha¹⁾を示し、海に面していない内陸県で干拓もなしにこれだけの水田面積を有している県は全国でも数少ない。もちろんこの中心は輪中地帯といわれる木曾三川下流域地域である。

木曾三川下流部は西側に伊吹山地と養老山脈が北々西より南々東に走り、断層崖三角末端面を山腹に有し、濃尾平野に面している。東部は知多半島より続く尾張丘陵によって境され、南部は伊勢湾に面している。かつて濃尾平野は東海湖といわれる一大淡水湖の一部であったが、周辺山地から流入する河川の堆積作用によって形成されたものである。したがって山地周辺部には扇状地群が形成され、海拔12m以下から伊勢湾口までは低湿な三角州となっている。特に、濃尾平野の北と西によく発達し、木曾川、長良川、揖斐川、糸貫川、根尾川、牧田川をはじめ、養老山脈から流れでる諸河川は、山地を離れて平地に移る所に大小の扇状地を形成している。これらの扇端からは「ガマ」と呼ばれる湧泉が分布し、その湧水は濃尾平野中小河川の水源となっている。例えば五六川、犀川、大谷川、新規川等がある。これら中小河川と木曾三川等の大河川が傾斜千分の一以下の三角州帯に入ると分流し、流路を変更する。とくに北部の越美山脈は年降水量約4,000mm以上の日本でも有数の多雨地帯となっており、河川の流路変更の

著しい原因の一つになっている。また濃尾平野は西部で地盤が沈降し、東部では隆起するいわゆる濃尾平野造盆地運動が今日でも続いている。例えば濃尾地震前後における、1885～95年の一等水準点の変動量をみると、濃尾平野東部で最大72cm隆起し、西部では最大31cm沈降していたといわれている²⁾。そのため河床の高度も木曾川が最も高く、次に長良川、揖斐川となり、河川は海津郡の養老山地の近くに集まり、治水対策の上で重要なポイントを占める。

以上のような自然条件に加え、1608(慶長13)年に伊奈備前守忠次によって工をおこされた「御田堤」と呼ばれる連続大堤防が翌1609(慶長14)年に完成し、岐阜県側にさらに多くの洪水を生じさせる原因となった。この連続堤は犬山を基点に弥富まで約12里(48km)のほり、尾張側を木曾川の氾濫から守ると同時に、軍事上の目的をも有していた。また美濃側の堤防は「三尺低かるべし。」との達しがあり、大雨の際、木曾川、長良川、揖斐川の流水は全て濃尾平野西部(西濃平野)³⁾に集中し、人々はこの洪水処理に悩まされた。洪水の処理には関東流、紀州流などいろいろな治水方法があるが西濃平野においては、自然堤防を基礎とし、その上に輪中堤を築いて耕地、集落を洪水から守った(美濃流)。輪中堤は輪中民にとって不可欠な生命線であり、輪中堤のない村落は輪中堤を築造することに生命をかけた。輪中堤は最初、尻無堤形式であったが後に懸廻堤形式となり、

1) 小出博『日本の河川』東京大学出版会、1979、pp. 27～28。

2) 前掲 1) p. 194。

3) 濃尾平野の岐阜県側をとくに西濃平野と呼んでいる。

より強固な輪中を形成した。明治・大正時代には複合輪中を含め約82の輪中が存在したが、現在では約40に統廃合されている。

ところで十六輪中もこれら輪中の中の一つで、江戸時代から輪中堤を築くため必死の努力を繰返したが、他輪中の妨害によって認められず、やっと明治2年になって輪中堤が完成した。

十六輪中の研究は伊藤安男氏の論文⁴⁾に多く見られるが、筆者達は十六輪中を輪中の好範例と考え、十六輪中の形成とその歴史について考察し、さらにアンケートによって現状の分析を試みた。

なお、執筆にあたっては、本論文の前半(Ⅰ十六輪中の成立過程)は馬淵が、後半(Ⅱ十六輪中の現況)は安田がこれを分担している。

I 十六輪中の成立過程

1. 十六輪中の位置と自然環境

十六輪中は大垣市の西方、大谷川と相川に囲まれた一村一輪中のミニ輪中で、輪中地域の西端部に位置する。寛政年間(1789~1800)に樋口好古によって記された濃州徇行記の不破郡十六村の項に『『十六』藍川莊、此村南属多芸郡北属不破郡、然但稱不破郡、東西四町、南北二町、至尾州府下十二里、『支村』大野、『山川』藍川⁵⁾、出自岩手山下流至段海村……』と記されているように、十六輪中は支村として相川を挟んで大野輪中を有している。相川は岩手山に水源を發し相川扇状地を形成し表佐の東にて三角州帯に入り、木虎川、大谷川、色目川の流れと合しながら多芸島、上笠付近にて杭瀬川と合流し、さらに高瀬付近にて牧田川と合流する。

大谷川は大垣市北西の金生山の北西側に水源

を發し、相川に流入する約8.4kmの小河川で、江戸時代には百曲川と云われていたほど蛇行の著しい河川である。その上、大谷川、相川が牧田川に合流する高瀬付近では、牧田川の土砂供給量の多さと流量の多さによって牧田川の流水が相川、大谷川へ各洪水時に上ってくるという逆流現象が生じ、上流の室原、大野、表佐、十六および綾里、静里の各村落に多大な被害を与えた。前述の濃州徇行記にも「……然るに大谷川、木虎川には元来田堤なくして出水毎に水押あげ……」と記されているように、無堤地であったことが、洪水の大きな原因であり、さらにその惨状は同村の治水功労者記念碑に「古來沮洳潦水停滯頻年被水害野無草色有菜色……」と記されている。これらの村落はこのような、洪水から自村を守ることが最も重要な課題であり、輪中堤を築き、その防止に必死の努力を続けたのである。

なお、十六村は明治30年に合併して荒崎村の一部となり、昭和29年10月1日に荒崎村が大垣市と合併したので大垣市十六町となった。

2. 十六輪中の形成

十六村は大谷川の遊水池の一部に立地する村落で、その成立は銅鐸の出土にみられるようになりかなり古い集落であった。

十六という地名は条里制地割における16条によると考えられ、また東端に弘法大師が掘ったと伝えられる十六井があることなどから古代より集落があり、開発されていたと考えられる。

だが、その後の鎌倉・室町時代における中世の古文書、古地図等が未だ発見されていないため、詳しい事情は分からないが、自然堤防上に集落が立地していたことはまちがいなからう。江戸時代も前期はやはり史料不足であるが、中期・後期ごろの史料によると、十六輪中の当時の地誌の様相は今と大差ない。すなわち、1700年代後半において人口608人、戸数137戸、高1815石1斗5升1合⁶⁾であったが、明治5年の村明細帳⁷⁾によってもそれほど変化がない。明

4) 伊藤安男「大谷川流域の輪中群の対立」『輪中』学生社、1979、p.167~170。

同「輪中開発をめぐる問題点、十六輪中をフィールドに」郷土研究岐阜、1973。

同「輪中開発をめぐる問題点(2)、定杭約定を中心に」岐阜地理14、1975。

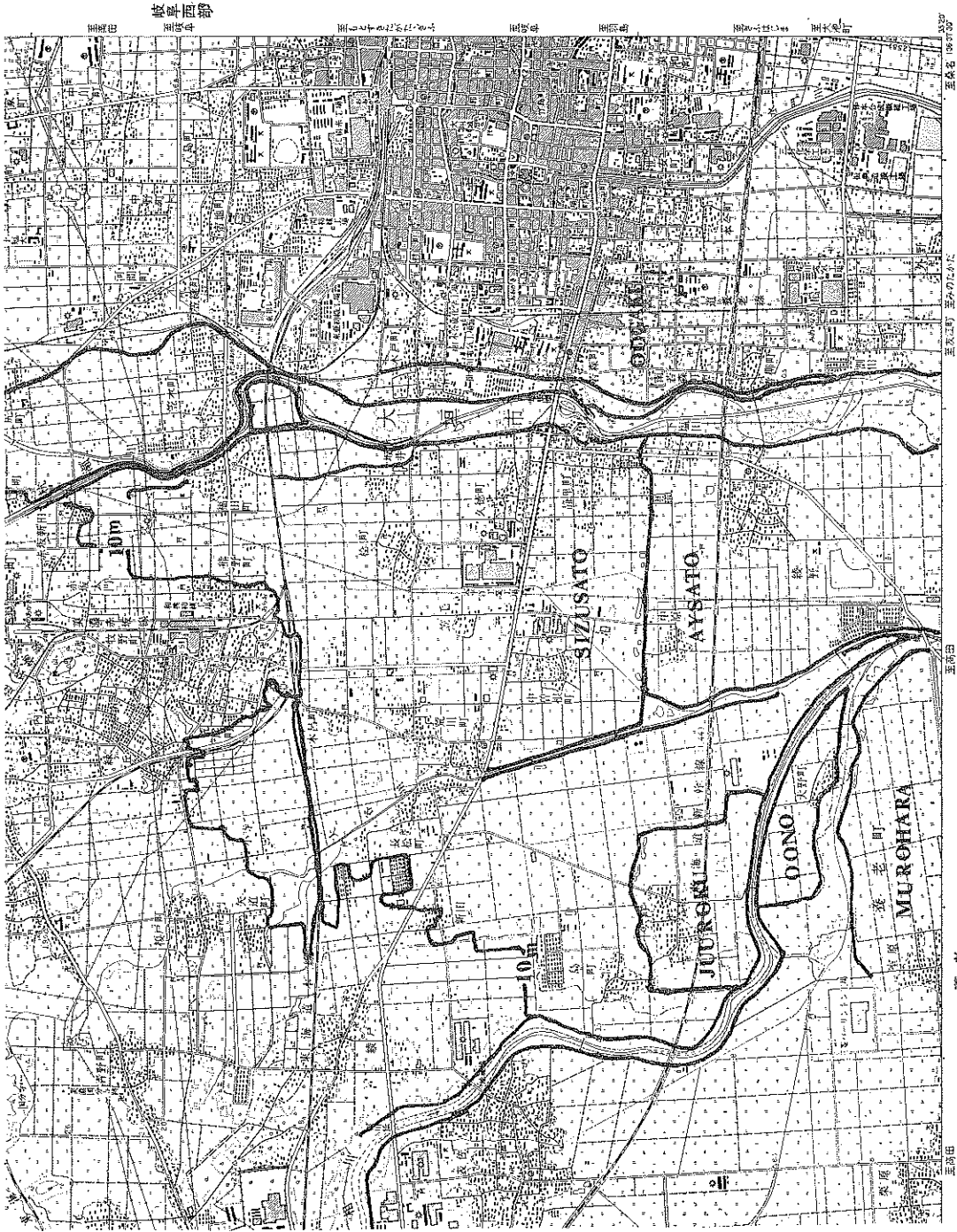
同「小輪中開発をめぐる周辺輪中との対立」人文地理25-4、1973。

5) 現在の相川。

6) 前述『濃州徇行記』p.604~605。

7) 岐阜県歴史資料館蔵。

十六輪中の成立と現況（馬淵・安田）

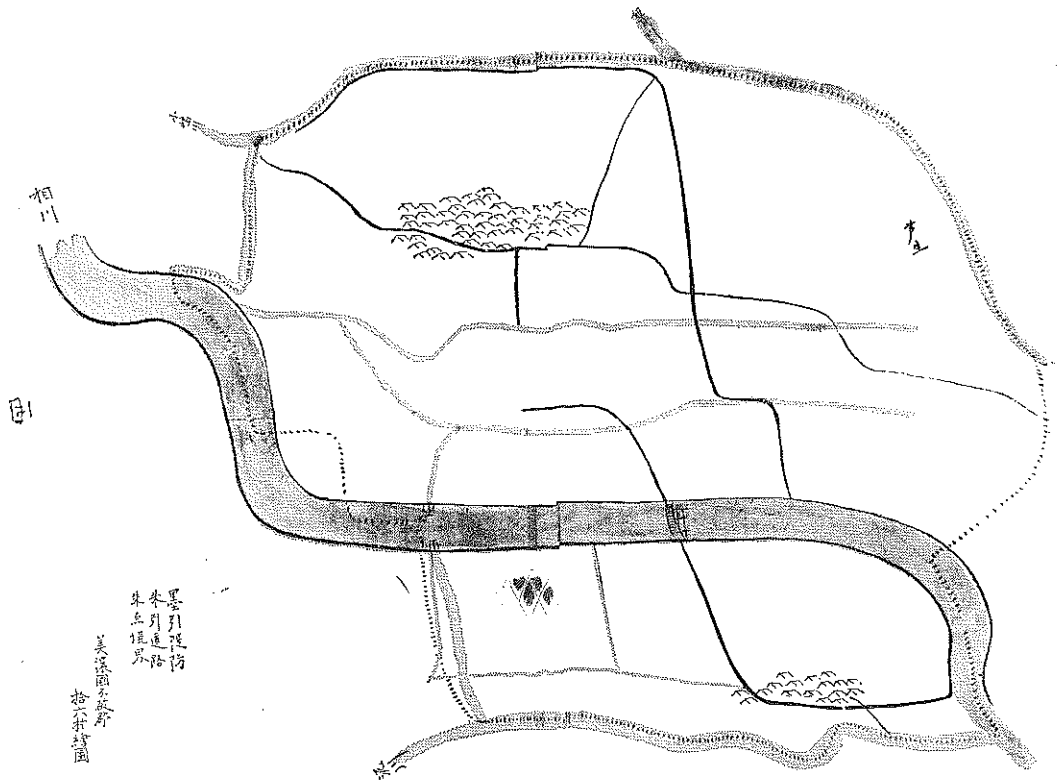


25,000分の1 大田区幅 (昭和49年発行) による。

養老

図一 十六輪中地形図

図1-2 十六村絵図



(岐阜県歴史資料館蔵、明治初期)

表1-1 十六町人口調査表

	世帯数	男	女	計
北屋敷	20戸	42人	46人	88人
南屋敷	12	26	35	61
海戸	13	31	26	57
清水屋敷	27	61	72	133
北浦	15	57	56	113
東向	28	54	58	112
大野	26	54	59	113
計	141	325	352	677

昭和55年2月29日調べ。但し鉄金鉄筋アパートの世帯数及び人口は除く

細帳の中に、

元高千百二拾石三斗四升
 慶安二丑年御検地
 一高千八百拾五石一斗五升一合
 内
 田高千六百二拾三石二斗三升三合(石盛は略)
 此反別八拾七町一反九畝拾一步
 畑高百九拾一石九斗一升八合
 此反別拾四町七反四畝五歩

(中略)

一家数百三拾九軒
 一人数六百二拾九人 男三百拾八人
 女三百拾一人

(以下略)

と記されているように、ほとんど変りがない。さらに昭和55年2月29日の人口統計(表1-1)にあらわれているように、ほぼ明細帳と変らない。これは一村一輪中という特殊な状況の中において、輪中内の可容人口が十六の人々に自ず

と分かり、また戸数も同じことから、分家の場合も他地域へ出ていったと考えられる。

すなわち十六町の集落は図1-1にみられるように塊村型を示し、低湿地の東部および南部での家屋の構築は全くみられない。この集村部分は相川によって形成された標高7mの自然堤防上にあり、中でもこの輪中を開発した坂井家や岡崎家、高木家等の地主階級は一段と高い地点(9.6~8m)に位置し、9.12災害においても

浸水することはなかった⁸⁾。また1869（明治2）年まで輪中堤がなかったため僅かな雨でも低湿地は冠水するので、とても自然堤防以上に家屋を進出させることができなかった。このような状況の中で十六村の人々は耕地・家屋・財産を洪水から守るため輪中堤の築造を強く望み、江戸時代から笠松堤方役所に輪中堤築造を願い出していた。

最初に輪中堤築造を願い出たのは1771（明和8）年「新規水除田堤の願出」であった。この願出に大垣藩の治水政策上、大垣城下への入水を防ぐために遊水池として放置されていた隣接の静里輪中も大谷川・相川の逆水による被害を受け水腐場という状態であったため、これに同調し、十六村を含めた大谷川筋九ヶ村が共同して十六村地内より綾野村田堤までの相川兩岸に築堤すること、および大谷川を締切って扒樋4艘を伏込み、逆水留めにするを江戸表に願い出たのである。だがこれに対して翌年の明和9年1月16日に多芸郡烏江村をはじめ尾張藩領の村々と今村輪中村々の名主が「大谷川逆水水留メ切障願書」⁹⁾を笠松堤方役場に提出し、以下に示すように反対している。

乍恐以口書奉願上候

一不破郡十六村より上村々田場田、十六村綾野村之間、大谷川逆水留メ切、新規御普請御願被申上候由、然処、久瀬川通より牧田川迄之間、大小十筋之川落合、満水之節水開キ候ニ付、御堤持かたく申候、右御普請被 仰付候てハ、右川々之内、相川通之儀、山川ニて一旦水ニて御座候処、其上、牧田川ハ山近ク大河故、土砂馳出シ年々川底高罷成、高洲村西落合之処逆水仕、野口村辺段海川筋落合へ押上ケ水開無御座、一旦ニ水盛揚候得ハ、御堤持こたへ不申と御百姓十方ニ暮迷惑至極奉存候、只今迄之通ニても、近年ハ度々洪水御座候て、右筋所々御堤切入、当筋迄も難所出来仕候儀御座候ニ付、近年ハ青柳村より浅西

村迄之内、大堤通笠腹ともニ御丈夫御普請被成下置候様御見分度毎ニ御願申上候仕合ニ御座候処、右新規御普請被、仰付候上ハ、決て御堤平越ニ罷成候得ハ田方行届不申、既ニ去る酉年已来洪水之格合相様かへハ今村筋之儀ハ不及申上、古宮筋并御城下林筋赤坂筋之内下村々迄水さし上ケ、大分之難儀ニ罷成可申儀ニ御座候間、乍恐、御勘考被成下置、右御普申請不被仰付候様、何分ニも奉願上候、尤尾州御領飯田・蛇持・江月・烏江・横曾根村栗笠輪中之内、右難儀之段、去冬尾尾州御役所へ御願被申上候処、御聞届御座候て、当十三日御添状被致頂戴、同十四日ニ笠松御役所え右御請障り御願被申上候儀ニ御座候、奉恐得共右奉申上候通極難儀ニ御座候間、何卒新規御普請之儀相止ニ罷成候様、幾重ニも奉願上候、乍恐右奉願上候通被為 仰付被下置候ハ、双方難有可奉存候、以上

このように下流地帯の村々はかなり強い口調で築堤締切工事に反対している。そこで幕府は、1772（安永2）年倉橋安右衛門と湯川万兵衛を遣して視察検分させ、築堤の高さを4尺にする調停案を出した。しかし今村輪中村々の名主達は、高さを3尺にするように主張し、さらにもし田畑の損亡がはなはだしくなった場合、これを取り払うという契約があれば承諾すると主張した。これに対して、十六村等出願九ヶ村は、4尺でも築堤の意味がないのに、まして3尺では願い出の意味もないと反対したため、ついに施工をみなかった¹⁰⁾。

その後、十六村は、1814（文化11）年に相川堤の修築を、続いて1829（文政12）年に再度大谷川の逆水留田堤築造（新規水除堤）を願い出るが、いずれも、前と同様に多芸、今村両輪中の反対によって不成立に終り、あいかわらず水害に苦しんだ。

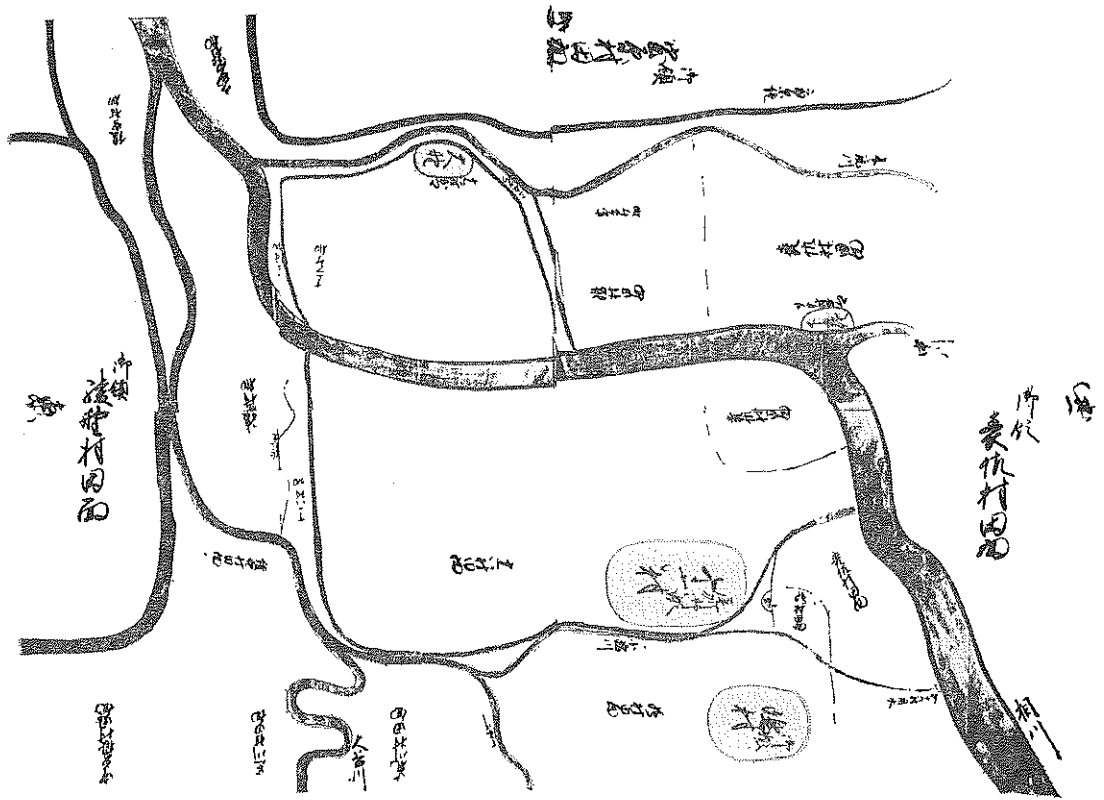
1849（嘉永2）年3月26日、遂に十六村の人人は、早朝、村内2ヶ所に高さ5尺余りの堤防を一夜にして築き、永年の夢をかなえた。だが対岸の綾里輪中の人々は十六村の新しい堤防ができることによって、水害が多くなるため、十

8) 伊藤安男「輪中集落の立地とその変容」『輪中——その展開と形成——』古今書院、1975、p.146。

9) 大垣市『新修大垣市史』史料編2、p.629。1968。

10) 大垣市『新修大垣市史』通史編1、p.672、1968。

図1-3 嘉永年間後の水行図（岐阜県歴史資料館蔵）



(岐阜県歴史資料館蔵)

六村を襲撃し、多数の負傷者を出した。この争いについて「不破十六村争訟一件控」¹¹⁾には次のように記してある。

十六村ヨリは、元来逆水村ニて、年々諸作水腐仕、御高相統難成難渋ニ付、重田畑ト申立候得共、御高相統相成候相、水除築立、水害相通れ、内実は、御高相統相成候様致し度、左候得は、今般之乱妨一件、怪我人紛失物等之儀は、村引受ニ可致旨申之、障り村々ヨリハ十六村地内大谷川受之儀ハ、先年ヨリ差入組締等も有之候場所之儀ニ付、水除之儀ハ勿論、縦令重田畑たりとも、水行障相成候儀

は、決して不相成候段申立……

このように両者の意見は全く対立し、熟談和解の仲介に入った安八郡五反郷村の民右衛門ら四人の調停工作も結局失敗に終わってしまった。そしてこの両者の対立は続き、明治維新を迎えるにいたった。

十六村・静里村の村民達は明治維新の混乱を機に旧大垣藩主に嘆願し、1869(明治2)年内訓により、下真桑村の三右衛門と川西村の旧八衛を立入人として、十六輪中および静里輪中の水除堤が成立した。ここに永年の紛争の解決と十六村の夢が実現したのである。

11) 大垣市『新修大垣市史』史料編2 p. 590～592, 1968.

大谷川通り近年水行悪敷相成殊ニ相川通りヨ

十六輪中の成立と現況（馬淵・安田）

リ逆水ライタン年毎水損御収納相進ミ不申ハ
勿論村々処至極難渋仕候に付、今般右川左右
村々ヨリ下真桑村三右衛門川西村旧八衛頼談
ニ付則兩人ヨリ地統綾野村ニ入渡リ候処下郷
村々水害ニ茂不相成様右綾野村堤ヲ傍イタ
ン大谷川通ニ別紙墨引絵図面之通水防土手見
様トシテ中水塘築立可申熟談相整候上ハ若下
郷村々ヨリ水害之儀申出候共綾野村ヨリ示談
ニヲヨビ故障筋無之様取計可申候、依之双方
連印、立入人加印之為取替書相控置申候依テ
如件 明治二年己年十二月 徳光村、久
徳村、中曾根村、長松村、荒川村、桧村、福
田村、塩田村、島村、十六村、綾野村、立入
人、下真桑村三右衛門、川西村旧八衛¹²⁾

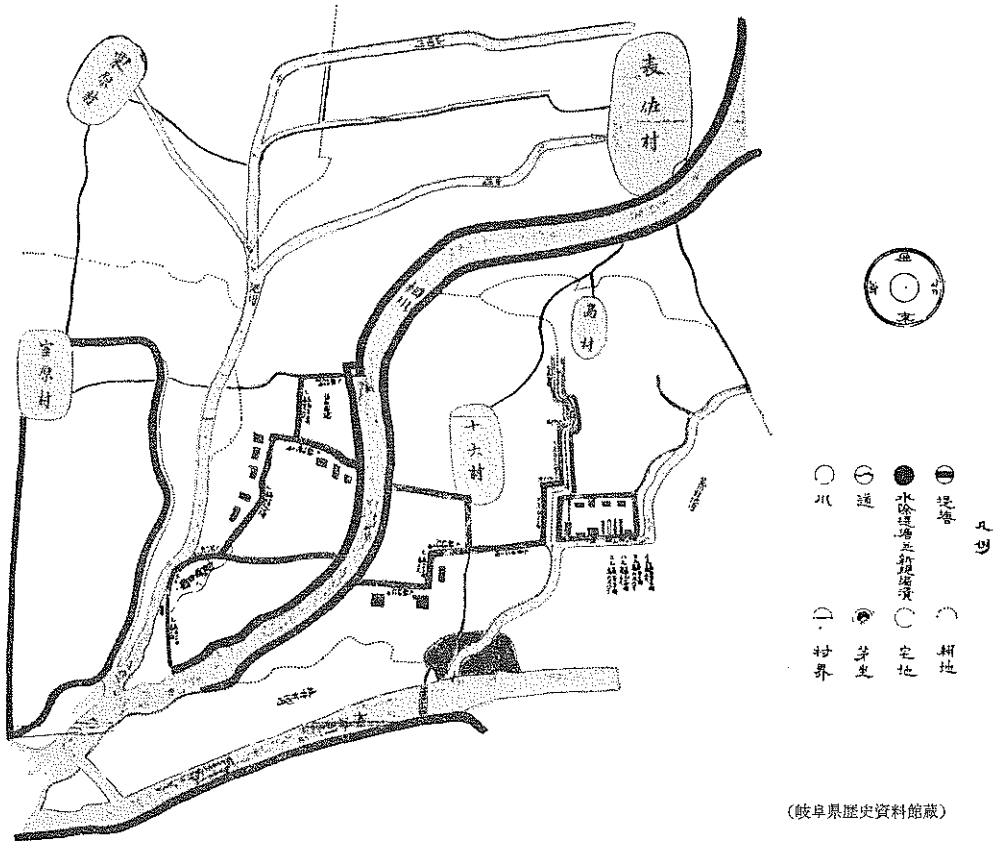
だがこの水除囲堤の高さが何尺であるかは明
示されていないことが後に問題となった。安永
2年の幕府調停案において堤の高さ4尺と提示
したのに対し、今村輪中等下郷障り村々は3尺
しか認めないと対立したことから、おそらく4
尺から3尺の間であると考えられる。また後に
3尺5寸の定杭約定があることから4尺に近い
状態ではなかっただろうか。

なお、この水除囲堤の築造にあたって、十六
村名主の坂井沖右衛門の多大な努力があつた
と、村内には伝えられている。

3. 十六輪中の水論

明治に入ってから西濃地方災害略年表¹³⁾を

図1-4 十六村水除堤塘図明治期



(岐阜県歴史資料館蔵)

12) 伊藤安男「輪中開発をめぐる諸問題①——定杭
約定を中心に——」岐阜地理14, 1975, 所収。

13) 大垣市『新修大垣市史』通史編2 p. 96~97.
1968。

表 I-2 明治期30年間の西濃地方災害略年表

西暦年	明治年	月 日	災 害 別	揖斐川水系	牧田川・相川水系	枕瀬川以西
1868	1	6. 28	風水害	破 堤	破 堤	?
1870	3	9. ~10.	風水害(4回)		破 堤	
1874	7	9.	水 害	破 堤	破 堤	
1875	8	8. 11	水 害	破 堤	破 堤	
1876	9	8. 9.	水 害(2回)		破 堤	
1877	10	10. 11~12	風水害	破 堤		
1878	11	7. 5	水 害	破 堤		
1881	14	5. 6	水 害			
"	"	7.	水 害	破 堤		
"	"	9. 8	水 害		破 堤	
"	"	9. 12	風水害		破 堤	(不破郡被害)
1882	15	4. 3	水 害	破 堤		
"	"	7. 21	水 害			
"	"	7.	水 害	破 堤		
"	"	8. 6~7	風水害	破 堤	破 堤	?
1884	17	7. 1	水 害			
"	"	7. 16	水 害	破 堤	破 堤	
"	"	9.	水 害	破 堤	破 堤	破 堤
1885	18	7. 1	風水害	破 堤	破 堤	破 堤
1886	19	夏	水 害			
1887	20	8. 4	水 害	出 水	不 破 郡	出 水
1888	21	7. 29	風水害		不 破 郡	汎 濫
"	"	8. 30	風水害			
1891	24	10. 28	震 災			
1892	25	6. 20 7. 22 8. 3	風水害(3回)			
"	"	7. 21~24	水 害		不 破 郡	水 害
1894	27	夏	干 害			
1895	28	7. 29~30	水 害	土砂押出	破 堤	破 堤
1896	29	7. 21	風水害	破 堤	破 堤	破 堤
"	"	8. 30~31	風水害	西 濃	地 方 被 害 大	
"	"	9. 8~11	風水害	破 堤	破 堤	破 堤
"	"	11. 26	水 害			
1898	31	8. 29	水 害	破 堤		

(『岐阜県災異誌』より)

見ると明治元年から30年間に37回の水害や風水害に見舞われ、そのつど破堤入水し、多大な被害を西濃輪中地帯は被った。特に十六村は明治2年にはじめて水除堤が出来たので、明治元年の洪水の被害は大きかった。その外、明治14年の水害は「相川通、不破郡十六村ニテ百八間」破堤したという記録が残っている。明治17、21、22、25、28、29年の風水害は十六村地内において破堤入水し多大の被害を与えた。このような頻発する風水害によって輪中の村々はさらに防水に神経をとがらせるようになった。

明治2年に成立した十六輪中の築堤に対して、低位部の輪中である室原、蛇持、飯積、祖父江の各輪中が約定に参加していなかったことと、明治元年、同3年の牧田川、大谷川の破堤から、十六輪中築堤に障りを申立て、1871（明治4）年笠松県に出訴した。この申立に対し、1875（明治8）年「右者大谷川通左右中水除新築之儀、従来ヨリ差障場所ニ付、近来種々頼込示不行届、今般兩人被頼人追々入渡ニ相成且当今御解体之打柄第一国益ノタメ示談及熟済主意左ニ、一、十六村之儀中水除是迄有形ヲ以熟談仕見渡之上、田面ヨリ三尺五寸ヲ以テ定杭打建可申書……（中略）……万一約定違イ有之候節者御着当ニ不及削下ケ可申候事、右之通御熟談仕依之詳細為取換之条礎如件、明治八年四月」¹⁴⁾と、十六村は下郷輪中村々に納得金を差出し、3尺5寸の定杭約定をして熟談和解した。

しかし、この約定は1880（明治13）年になると、十六村が無視をして堤防の置土嵩上げをしたため、下郷輪中村々は約定より超過した分は削り下げるように郡役所に申立てをして再び対立することになった。このため郡役所は両者立会いのもとに改めて定杭約定を結ばせ、次の様に契約を改正している。

右村々大谷川左右中水除新築ノ儀、明治八年四月中熟談相成、其際定杭可打立ノ処不和ヲ生シ御県ニ御願遷延相成居候ニ付水下水村々ニ於テ不破郡役所エ上申イタシ候ニ付双方ニ懇

々御説論と相成、依之熟談相整候要旨左に記ス 十六村 一該村水除ノ儀明治八年度約定ノ通現形ニテ定杭打立候事、但定杭場所ハ該村地内字丁木八百八十三番持主岡崎良五郎即現今所有地先ニ打立根杭ハ則同番地ニ打立定杭ノ高サ根杭ヨリ八尺四寸 一同村枝郷ノ分泥川通水除ノ儀明治八年度約定ニハ瞭然区分無之処今般熟談ノ上現形ニテ定杭打立候、但シ定杭場所ハ該村地内字南川千七百五十七番持主和田九右衛門現今所有地先ニ打立根杭ハ則同番地ニ打立定杭ノ高サ根杭ヨリ六尺九寸也、一前条五カ村毎定杭左右五十間宛水下水村ヨリ進退イタシ候ニ付テハ年毎兩三度宛定杭相改若定杭ヨリ高置ノ場所有之節ハ心儘ニ削下ケ候トモ毛頭故障無之候、且又欠損所等出来候節ハ地元村ヨリ御通知相成次第立合可申事……右箇条ノ通熟談事済候上者後々永々聯違變為無絵図面相添副約書取換スル処如件、明治十三年一月二十六日」¹⁵⁾

この中で定杭の場所を明示し、さらに定杭の高さを根杭より8尺4寸とか6尺9寸として明治8年の約定を大きく改正している点が特色である。

だがこの水論はその後も続き、翌年の明治14年、堤防修繕中、下郷の綾野村より再び定杭より嵩高であるという申立があったりして、出水のための堤防欠損修繕工事も差支える状態であった。こうした輪中間の対立抗争が続くなかで、

1884（明治17）年9月¹⁶⁾に大洪水が起り、十六輪中の輪中堤が破堤し、定杭が流されてしまった。その後十六村の村民が破堤箇所を海尾留工事している所へ、下郷輪中村々より定杭を抜き取り、過分な工事をしているという申立があり、輪中民が郡役所や工事現場へ押しかけたので、再び輪中抗争の火は激しく燃え上がった¹⁷⁾。

15) 伊藤安男「輪中開発をめぐる諸問題(2)一定杭約定を中心に」岐阜地理14, 1975, 所収。

16) 新修大垣市史には6月と記してあるが岐阜県災異誌によれば6月には風水害はなく9月の誤りであると思われる。

17) 大垣市『新修大垣市史』通史編2 pp. 175～176, 1968。

14) 伊藤安男「輪中の水論——定杭約定と定杭の形式分類——」歴史地理学会会報86号, 1976, 所収。

そこで不破郡役所は県庁、多芸郡役所、警察署の係者立会いのもとに修繕工事をし、定杭を打ち立たさせた。その際、双方へ「以後争論が起きないように双方実意を以て契約解除熟談せよ」という命令が出された。双方は熟談をし、十六村より下郷輪中村々へ堤防丈夫付費用として、飯田・蛇持両村へ数百円、室原村外3ヶ村へ数千円の納得金を出し、1885（明治18）年4月定杭約定は解除された。

以上、大谷川等に関する十六輪中と下郷輪中との水論を見てきた。だが十六輪中の西方と南に相川が流れ、その対岸にある不破郡栗原村、表佐村が十六輪中築堤後、十六村に対して障りがあることを申立てた。即ち、明治14年5月6日不破郡表佐村と栗原村は岐阜県小崎利準宛に次のような請願書を不破郡役所に出した。

右両村地持総代謹テ請願仕候同郡十六村并鳥村近来水除ケ堤塘ヲ築立逆水ヲ防禦セリ抑私共両村儀ハ高地ニ位置仕候間最初ハ僅ノ桁ニシテ格別逆水ノ害モ無之候得共今日ニ至テハ別紙図面之通儼然タル堤塘ト相成随テ牧田川及大谷川相川等ノ諸水逆水シテ私共地内へ一面ニ溢レ水害数百町歩ニ至リ殊ニ右堤防中近頃新設之分モ有之ノミナラズ本年度に於テ新ニ数ヶ所容置仕右等一々御許可之有無ハ承知不仕候得共水除ケ堤防新築ノ為メニ多分ノ水害ヲ被フリ候テハ必至困却仕候間速ニ取除ケ候様両村之者共へ御申渡被成下度此段連署ヲ以テ奉願候 以上 明治十四年五月六日¹⁸⁾

この中にみられる新築水除堤防は前に述べた綾里村より定杭違反として申立てがあったもので、これで十六村は、下郷、上郷より訴えられたことになった。これに対し不破郡役所は取扱いに困り、次のように県庁土木課へ請願書をまわしてしまった。

新設堤塘差障之儀ニ付表佐栗原ノ両村ヨリ別紙願書經由方願出候ニ付双方召喚之上夫々ニ及説諭候得共到底当衙ニ於テ取扱方行届兼候ニ付諾願書御回致被為上候条可然御取計相成度候也 明治十四年五月七日¹⁹⁾

さらに表佐村、栗原村は翌6月に図1—5を添えて次のような手続書を県令小崎利準に出して十六村、鳥村の無願工事の実態を訴えている。

不破郡十六村鳥村水除堤塘之儀ニ付先般取除方請願仕候処右築立候年月取調方御達ニ付左ニ申上候

十六村

一々印堤塘ハ明治十二年二月頃ヨリ築始メ追々容上ケ仕現ニ当六月中ニ於テモ築立候事
一々印堤塘ハ従前ヨリ枝郷ニ通行道又ハ川桁ニテ明治十二年頃ヨリ追々築立現ニ本年四月ニ於テモ多分容上ケ候事、

一々印堤塘ハ従前隣村ニ通行路ノ処明治九年頃ニ於テ多分築立候事

一と印堤塘ハ明治九年頃迄ニ少々築立其節格別障害モ無之処明治二十三年中多分容置本年五月中ニ於テモ猶取繕候事

一ち印堤塘ハ従前僅ノ川桁ニ候処明治二十三年中築立候事

鳥村

一わ印堤塘ハ明治十二年三月頃ヨリ築初メ明治十三年五月頃大々容置候事

一り印堤塘ハ元來所々畑地ニ有之処明治十二年四月頃築繋キ明治十三年五月頃多分築立候事

一々印堤塘ハ明治十二年ヨリ同十三年五月頃ニテ何レモ築立候事。

右両村水除堤塘之儀ハ素ヨリ官ノ御許可モ無之ノミナラズ被害者モ有之ニ付他ノ属目ヲ恐レ屢々窮カニ築立候間私共元來他村ニテ平越ニ候得者一々確乎ト築立ノ年月日不相分候得共今般精々調査仕別略図面相添奉差上候以上明治十四年六月 不破郡表佐村請願人総代 不破郡栗原村請願人総代²⁰⁾

こうした訴えに対し十六村および鳥村において誰れが嵩上げをしたか取調があり、鳥村では次のように取調の結果を県に報告している。

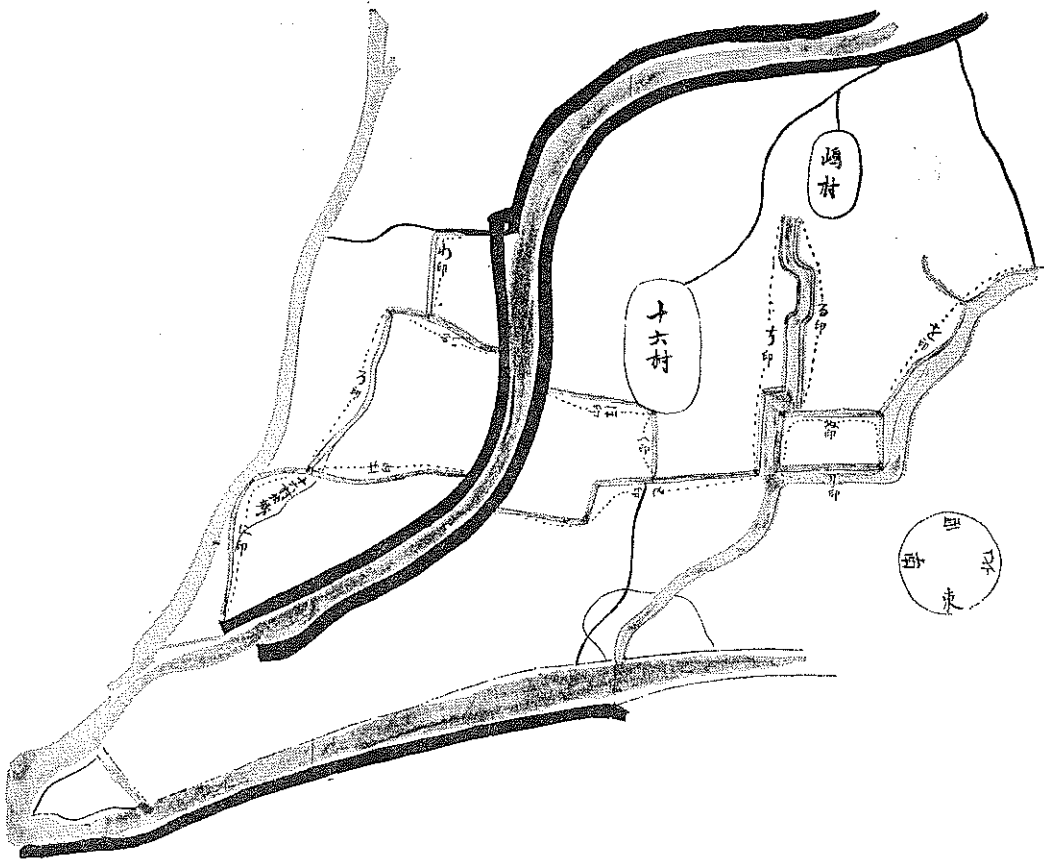
自村ニ於テ旧來逆水除土手取設ケ有之處今般御召出シ相成談土手無願修繕仕タル旨御尋問ニ相成候處私儀ハ入戸長之儀ニ付然ト御答

18) 岐阜県歴史資料館蔵 伊藤安男 前掲③。

19) 岐阜県歴史資料館蔵。

20) 岐阜県歴史資料館蔵。

図1-5 十六村堤塘普請図 明治期



(岐阜県歴史資料館蔵)

弁難仕候ニ付地持之者北嶋嘉七小嶋辻松右兩人呼寄セ實際取調候處無願修繕仕候儀ハ更ニ無御座旨申出候間此段手續書ヲ以テ奉上申候以上、明治十四年六月十八日 右村戸長²¹⁾ 一方十六村は高島文三郎ら3名が大垣警察署に自首をしたが、無願修繕は別段刑法にも触れないため釈放された。だが彼ら3名は坂井直吉に代筆を頼み自首書で大垣警察署長石川戈足に出し、自分達が無願修繕したと訴えた。

謹テ奉自首候自村之儀ハ旧来牧田川相川大谷川其他諸川ノ逆水押上ケ之レカ為メ連年ノ水害ヲ受ケルヲ少ナカラス故ニ旧尾州領主ノ頃各差障リ村々ニ熟談ヲ遂ケ右逆水除堤防ハ取設候處近年堤防等ノ類無願ニシテ新築修繕

ノ儀御差留ノ相成趣御達有之処私共ハ更ニ并ニ無之然ルモ昨十三年夏洪水並本年五月中ノ洪水ノ際右堤塘数ヶ所破損場出来仕候ニ付右取締方ノ自村戸長ニ御願候得共出願ノ上ナラテハ修繕難相成旨ニテ差許シ不具然ルト雖モ右破損所差其儘差置キ候テハ後日洪水ノ用ニ難立ヨリ兼テ私共ハ自村水防組則チ組頭並小頭ノ人員ナルニ付右戸長ニ無願ニシテ私共三名担当ニテ右破損所ヲ村民ニ取繕ハセ候處今般本県土木課ヨリ無願修繕ノ儀戸長ヲ御取調相成候趣キ承リ候付テハ兼テ御停止無願修繕シ其罪タルヲ戸長ニ負セ置キ候儀ハ私共不正ノ所為ト今更心附先比後悔仕候間不取敢有体ニ奉自首候間何卒寛大之御處分被仰付度奉自首候也、 右之通り相違不申上候以上 右明

21) 岐阜県歴史資料館蔵

治十四年六月廿日 高嵩文三郎 吉川伊三郎
和田九右エ門 右依頼ニ付代筆同郡同村同
番平民坂井直吉 岐阜縣大垣警察署長七等警
部石川戈足殿²²⁾

特にこの中で「其罪タルヲ戸長ニ負セ置候儀
ハ私共不正ノ所為ト」と述べているように専ら
自分達三人の罪であると強調している。そして
翌21日十六村戸長の坂井吾作は次のような御託
書を岐阜県大書記官斯波有造に出している。

右者当村水除堤防破損所無願ニテ修繕仕候
段御尋問相成候間村民取調ニ及別紙右前之
者共担当ニテ無願ノ修繕仕タル段昨日大垣警
察署へ自首仕候間全ク戸長於テ其承知不仕
候得共村民共無願修繕致居候儀ヲ不取調致居
タル段重々恐レ入候間依之自首書之写シ相添
ニ此段御託奉申上候也 明治十四年六月廿一
日²³⁾

十六村においても無願修繕したのは3人であ
るといいきり、彼らに罪を被せて村全体を守ら
うとした態度が伺える。

その後、十六村戸長坂井吾作は岐阜県令に対
し次のような他行届を出し戸長の職を辞してい
る。

奉御届申上候私シ村方に於テ旧来ヨリ堤防
築立有之處昨十三年八月中尚又本年中大
洪水之際右堤防敷ケ所之破損所出来仕候処自
村水防組共申合セ無願ニシテ修繕仕候處右取
拂之儀嚴重ニ被仰付候ニ付一昨三日村民共へ
懇々説諭仕候共仲々以堤防取拂ヒ間敷候勿論
今苗代先キニ向テ可取拂等ハ譬ユ村民ノ命終
ル共取払事不能杯強言シ戸長之説諭ニ承諾致
シ不申然ルト雖モ右様村民ノ強言ヲ御課へ申
上候テハ何共戸長職タル道不相立此上戸長ハ
不得止場合ニ付当分他行仕候間後戸長ノ義ハ
官ノ御見込ヨリ御申附ニ預リ度辞書旁御届申
上候也 明治十四年七月五日²⁴⁾

即ち高嵩文三郎等3人が無願修繕した堤防を
表佐村、栗原村の申立てのように元通りに取払
うように戸長の立場から村民に頼んだ坂井吾作

であるが、村民の命にかけても取払わないとい
う態度から彼は戸長の職を辞したのである。十
六村民の輪中堤に対する強い防禦感がこの文章
から伺え、それから約100年たった今日でもこ
の考えが生きている。しかしこのような村民の
強い決意も県からの命令には従わざるを得ず、
いろいろ内部対立抗争の末、戸長を岡崎良五郎
にして、次の文章を県へ出し、堤防取払いの猶
子の願いを差出している。「本村堤防無願修繕
之箇所本月十日限取拂可申旨先般御請書差上置
候處右者内輪不得止訳柄有之候ニ付何卒本月三
十日迄御猶豫被成下度右日限ニ至候者速ニ取除
可申候間今般今一度御日延御聞濟之程奉願上候
以上 不破郡十六村、明治十四年八月九日」²⁵⁾
そして「本村堤防無願修繕之箇所本月三十日限取
除候間此段御届奉申上候、不破郡十六村 明治
十四年八月三十一日」²⁶⁾と取払完了の届を県令
小崎利準に差出した。その結果表佐、栗原両村
と十六村は1884(明治17)年6月24日に不破郡
宮代村の花岡崇山と山本秀助を立入仲裁人とし
て和解し、次の熟談書を取交わしている。

第壹条 一 十六、島両村地内水除堤塘ニ
関シ是迄争論中ニ候處今般本郡役所ノ御説諭
ニ基キ双方和解候ニ付今後右両村内現在ノ水
除堤塘ニ於テ故障無之候事 第貳条 一 前
条ノ如ク和解候ニ付テハ今後表佐、栗原両村
ニ於テ水除土手築立或ハ十六、島両村ニ於テ
新規水除土手築立又者嵩置出願セントスル時
ハ双方示談ヲ遂ケ相互ニ実意ヲ旨トシ専ヲ盡
カ可致事 前願之通熟談候ニ付其証トシテ各
連署交換シ置クモノ也 明治十七年六月廿四
日 不破郡栗原村惣代 不破郡表佐村惣代²⁷⁾
だがこの熟談交換証もすぐに破られてしまっ
た。それは次の文章に、

陳情書 一 今般 不破郡荒崎村大字十六
ヨリ相川通堤防並同村水除桁嵩置腹付工事起
工之儀御廳へ出願致候趣傳承仕共右土工ニ関
シテハ本村ト十六村トハ從來確乎タル民約モ
有之而己ナラス該堤防除桁共増築工事ヲナス
ニ於テハ治水上本村ハ非常之妨害ヲ受クルハ

22) 岐阜県歴史資料館蔵。

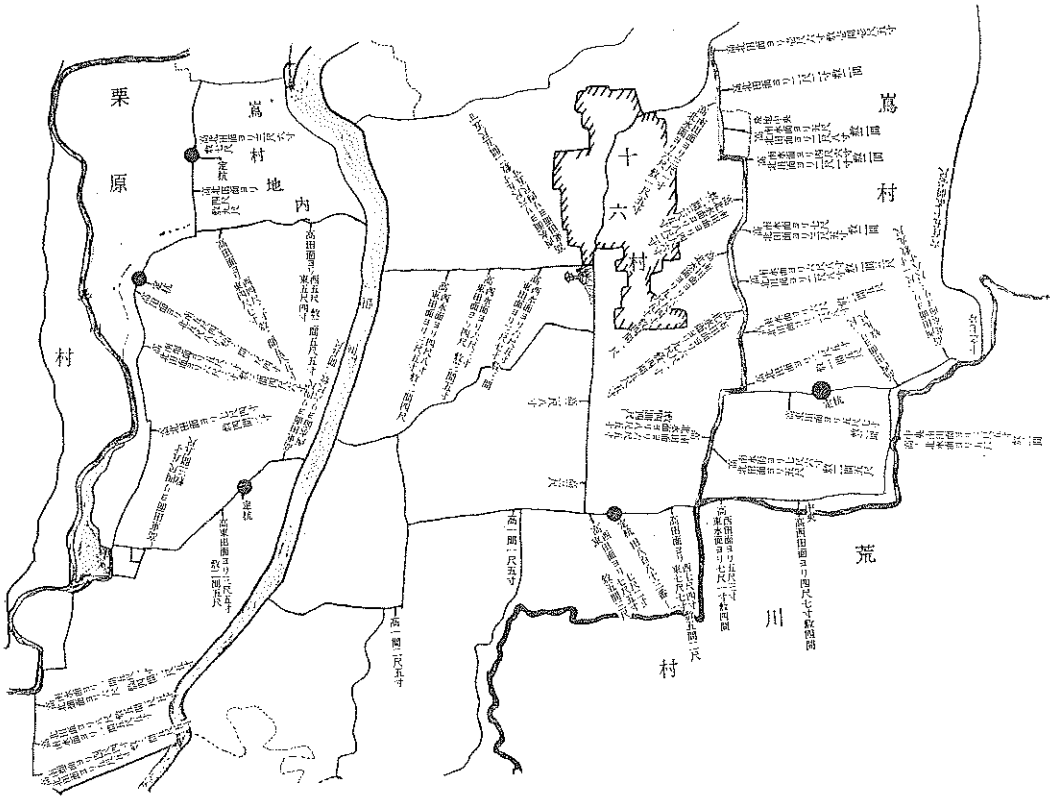
23) 前掲21)。

24) 岐阜県歴史資料館蔵。

25) 26) 岐阜県歴史資料館蔵。

27) 大垣市立図書館蔵 伊藤安男 前掲⑨。

図1-6 定 杭 図 明治期



(大垣市図書館蔵の原図を馬淵がトレスした)

勿論将来一村之榮枯ニモ係ル重大之事件ニ付果シテ起工出願之場合ニ御坐候ハバ無論被害故障之有無御諮問相成候事トハ被存候得共予メ事情上申仕置候間敷御処置奉願候也 明治三十三年二月廿八日 不破郡表佐村長 山田桂太郎 岐阜縣知事野村政明殿²⁸⁾

と記されているように十六村が嵩置腹付工事をしたことから再び対立抗争がおこった。

さらに明治2年の同一時期に成立した静里輪中とも十六輪中は対立抗争するようになった。それは十六輪中の八幡神社境内にある治水功労者記念碑に次のように記してある。

「……(略)……時隣村静里村以違定規増築堰堤訴干官三氏抗争太勉遂帰干勝訴四氏之功不可殫也……(略)……」

こうして十六輪中に輪中堤はできたが、その歴史は周辺輪中、村落との対立抗争の連続であ

った。対立抗争は、遊水池としての機能を果たしてきた十六輪中の歴史的経緯の中で、新規築堤や堤防補強に対する周辺輪中・村落の妨害に対する関係調整であり、その結果、多くの条件が十六輪中に課せられ、多くの制約の中で発展していった。こうした十六輪中形成の対立抗争史は明治の末まで続き²⁹⁾、さらに第2次大戦後には別の新しい輪中対立抗争が生じた。

4. 十六輪中の開発発展

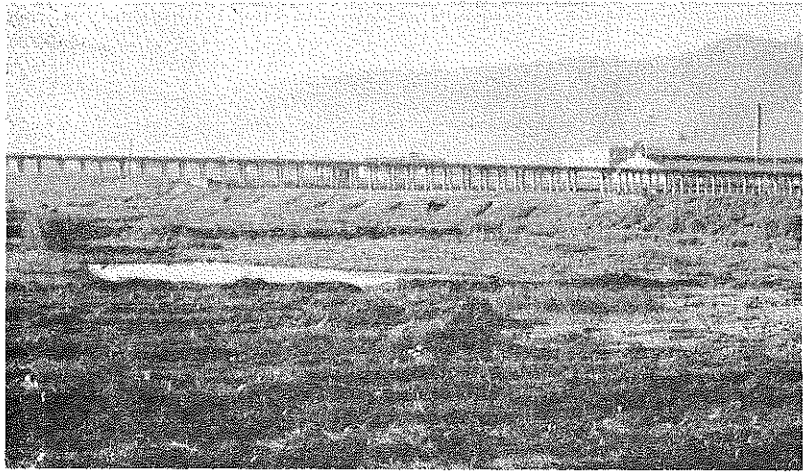
十六輪中は昔から遊水池の機能を有していた所にできた輪中である。よって大谷川沿いに輪中堤はなく、そこから625m離れたところに築堤されている。すなわち大谷川と十六輪中東堤との間は遊水池なのである。

昭和11年の杭瀬川、大谷川、相川の改修工事

29) 伊藤安男「輪中開発をめぐる問題点——十六輪中をフィールドに」p.5 郷土研究岐阜2, 1973。

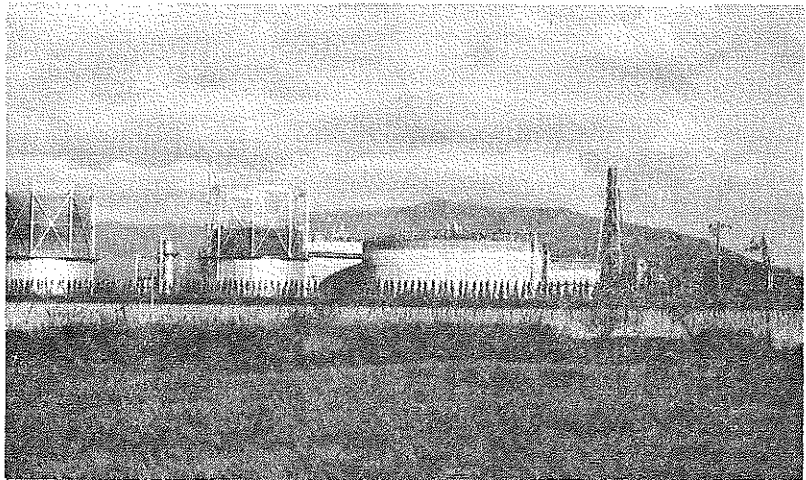
28) 大垣市立図書館蔵。

写I-1 大谷川溢流堤



背後の工場がツヤ金化学繊維（馬淵撮影）

写I-2 大垣市ほか九ヶ町衛生センター



手前に企業輸中堤がある。（馬淵撮影）

の際も大谷川右岸には築堤されず広大な地域が遊水池として茅場に利用されていただけである。第2次大戦後の昭和22年に荒川開拓団の人達、約10戸が入植し開墾に努力したが、遊水池であるため毎年の湛水に苦しめられ、昭和26年「河川改修並に農地開発に関する請願書」を大垣市長に提出した。翌昭和27年、大谷川右岸の1519mが築堤される³⁰⁾ことになるが、荒川開拓団の入植者達は度重なる湛水に耐えきれず離村

してしまった。しかし大谷川右岸築堤工事は行われるが、その時対岸の綾里輪中が強く反対したため、その妥協案として約110mの溢流堤^(写1)を設けることになった。工事は昭和34年3月に完成をみるが、その結果、相かわらず洪水時の遊水池機能を持つことになった。今でも多少降水量が多いと溢流堤より濁流が溢れ、このあたり一面泥海化する。

だがこの遊水池にも高度経済成長による都市化の波がおしよせ、昭和40年三建産業が、次いで昭和42年に大垣市を中心とした九ヶ町村の糞尿処理場が建設され、昭和45年にはツヤ金化学

30) 伊藤安男「輪中集落の立地とその変容」『輪中——その展開と構造——』古今書院、1975, p. 163 ~169

繊維が工場建設を開始した。これらの工場立地は地価が安価で広大な用地が得やすく、また大垣市に属した地域であることから考えられる。しかしこの地域は、本来、遊水池であったため、これらの工場はたえず湛水に悩まされている。特に三建産業は土盛りもしないまま建築したため、湛水時には相川堤へダンプカーやトラックの避難を繰返したという³¹⁾。その後、三建産業、糞尿処理場、ツヤ金化学繊維とも工場の周りに堤防を築き、企業輪中を形成して水との争いを続けている。それは、十六輪中の形成ときわめて類似した点がみられる。

遊水池に工場が立地し、十六輪中の北隣に県営島住宅団地が建設され十六輪中の周辺は徐々に都市化が進行して、県道も建設され、昭和初期に十六輪中北堤の切割が設置され、昭和32年には東堤に切割ができた。

こうした一連の都市化にともなう十六輪中の発展が現代の土木技術、建築技術によって進められてきたが、水との闘いは今もなお続いており、9.12災害の時の十六輪中民のそれは必死なものがあった。水との闘いを通して輪中内677人の住民の団結はきわめて強い。

9.12災害後、相川と牧田川が合流する高淵から横曾根付近の河川改修と河川拡幅工事が進行している。これにより相川、大谷川の逆流現象が多少なりともなくなると考えられ、将来、大谷川の溢流堤もなくなり、十六輪中の遊水池機能もなくなろう。かくして長い十六輪中の水に対する闘争史にピリオドが打たれる日の間近いことが切に望まれるのである。

II 十六輪中の現況

——アンケート調査による分析——

1869（明治2）年、明治維新を機に十六村の人々は旧大垣藩主に、それまでの悲願であった輪中堤の築立てを嘆願したところ、内訓により正式に認められ十六輪中は成立した。輪中地域では複数の小輪中が大輪中に統合され、一部で

は旧輪中堤の取扱いすら行われたのに、十六輪中は成立後百十年を経た現在もなお、成立当時そのままに一村一輪中の形態を残している。そして何よりもこの輪中は、今年々の洪水に対する脅威に輪中としての機能を果し続けていることが注目されるのである。前述の如く大谷川右岸には堰長110mの溢流堤があり、豪雨時には一大遊水池と化し、泥水が輪中堤までおし寄せてくる。扇状地性河川の相川と大谷川の遊水池に囲まれているのが十六輪中である。

1980（昭和55）年8月にアンケート調査を実施した。対象は堤内に居住している総戸数113戸で、回収は108戸、回収率96%であった。アンケート調査結果をもとに、十六輪中の現況についてまとめてみた。

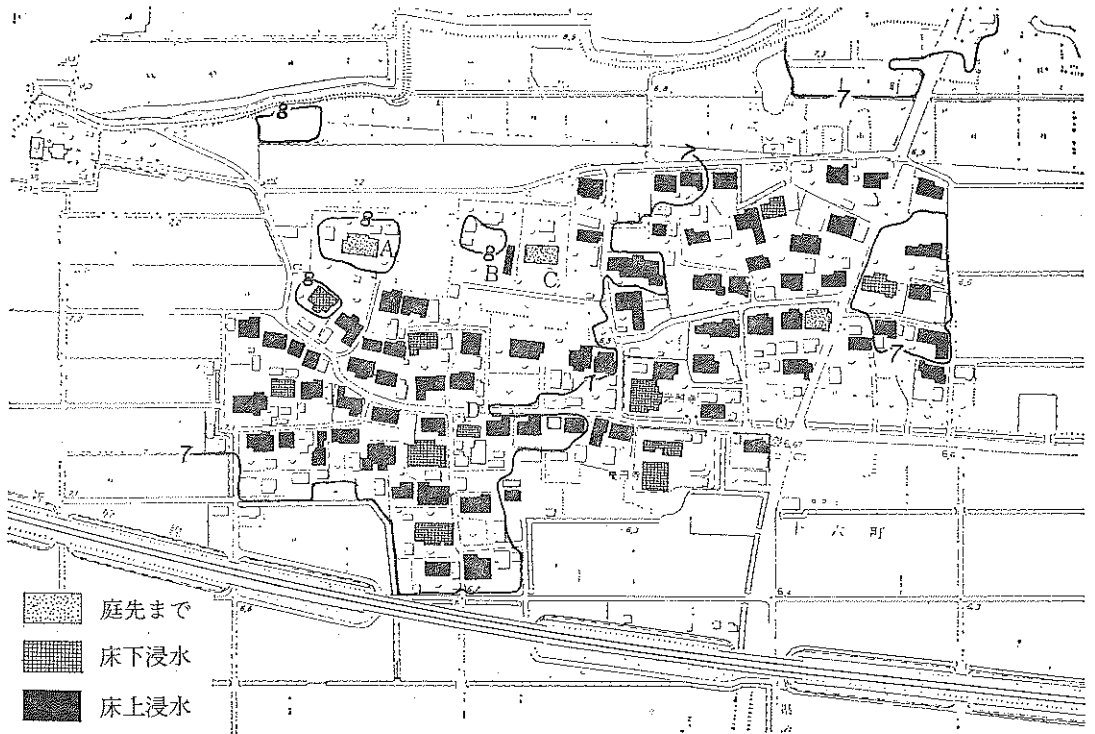
1. 戦後の水害

十六輪中は戦後2回大きな水害を被っている。1953（昭和28）年の台風13号による相川堤防の決壊と、1976（昭和51）年9月のいわゆる9.12水害とである。9.12水害では輪中堤そのものは決壊しなかったものの、大谷川右岸の遊水池の水位が異常に高まり、ついには輪中堤をオーバーフローして堤内へ泥水が流入した。この2回の水害時における堤内の浸水状況を示したのが図Ⅱ—1（1953年）、図Ⅱ—2（1976年）である。1953年以後改築した家屋や別の宅地へ移った家屋については、旧家屋の浸水状況であらわしてある。

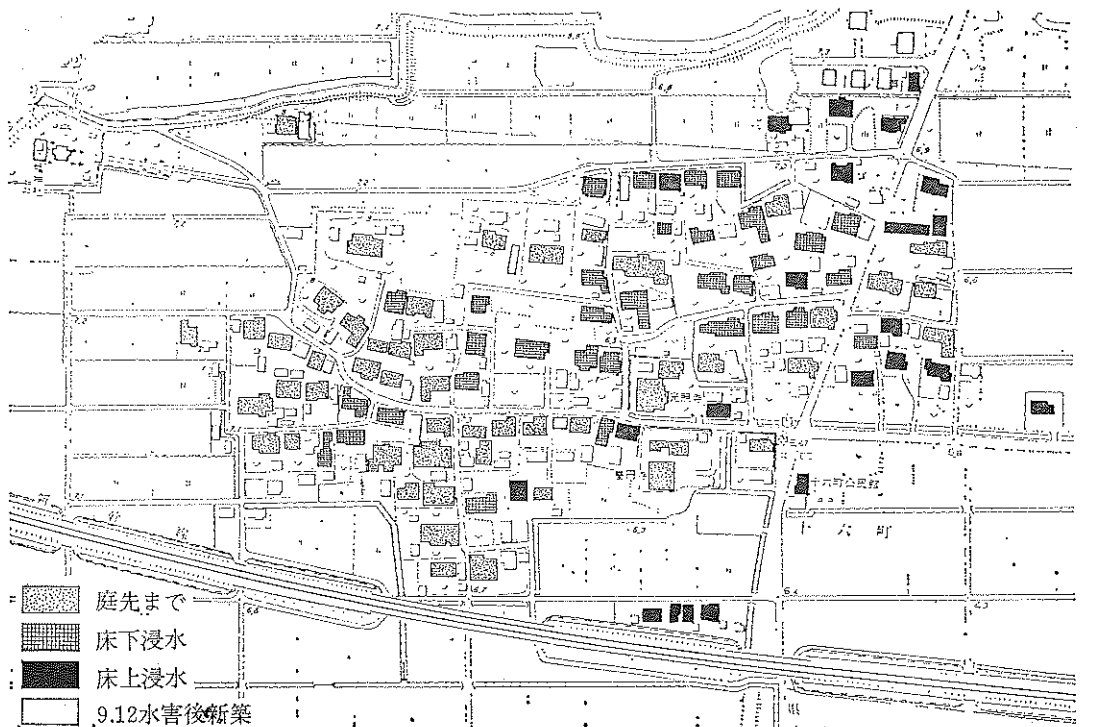
1953年の浸水状況は堤内の総戸数85戸のうち床上浸水73戸（85.9%）、床下浸水9戸（10.6%）、庭先までが3戸（3.5%）であった。図中のA～Dは旧地主宅で、2戸が庭先まで、1戸が床下浸水、1戸が床上浸水という、被害は比較的軽微ですんだ。十六輪中堤内の標高は北西から南東方向に緩傾斜しているので、村の西部にあるこれら旧地主宅は相対的に地盤が高いといえる。なかでも約2.5m土盛してあるA家は戦前30町歩所有のこの村最大の地主であった。村内には光照寺と慶円寺の二寺がある。光照寺は本堂が床下浸水、庫裡が床上浸水で、慶円寺は本堂、庫裡ともに床下浸水であった。光照寺の本堂へ

31) 伊藤安男「輪中の近代化——集落」p.47 岐阜地理10, 1971。

図Ⅱ-1 13号台風(1953年)による浸水状況と地盤高



図Ⅱ-2 9.12水害(1976年)の浸水状況



写Ⅱ-1 9.12水害後の宅地



左は売出し中の宅地，右は個人で土盛りした後家屋を新築（安田撮影）

は二家族が避難し、近くの二軒の小売商店も商品だけを運び込んだ。また、旧地主のC宅へも近所の四家族が避難した。この時には多くの家で農耕用の牛、馬が飼育されており、神社脇の堤防などへ移した。神社は輪中の北西端にあり、堤内で最も地盤が高いところに位置している。

9.12水害は前述の通り遊水池からのオーバーフローと堤内の湛水が原因だが、遊水池の水位が比較的早く下がったためオーバーフローは停止し、堤内の洪水位は1953年の時よりも1m以上低かった。堤内の総戸数105戸のうち床上浸水25戸(23.8%)、床下浸水33戸(31.4%)、庭先までが47戸(44.8%)。床上浸水は地盤の低い北部、東部、南東部、それと中央部に集中している。床上浸水の25戸には、平屋建てアパートの4戸が含まれている。また、公民館も床上浸水の被害を受けたが、戸数には含んでいない。この25戸のうち16戸は昭和28年以降に新築されており、特に昭和40年代になって建てられたものが大部分である。そして16戸のうち10戸は他地区からの転入者である。9.12水害後、北東部の県道沿いに堤内の池を埋め立てて宅地が造成されたが、宅地購入者は9.12水害時の最高水位を目安に、さらに個人で土台の土盛りをした(写Ⅱ-1)。

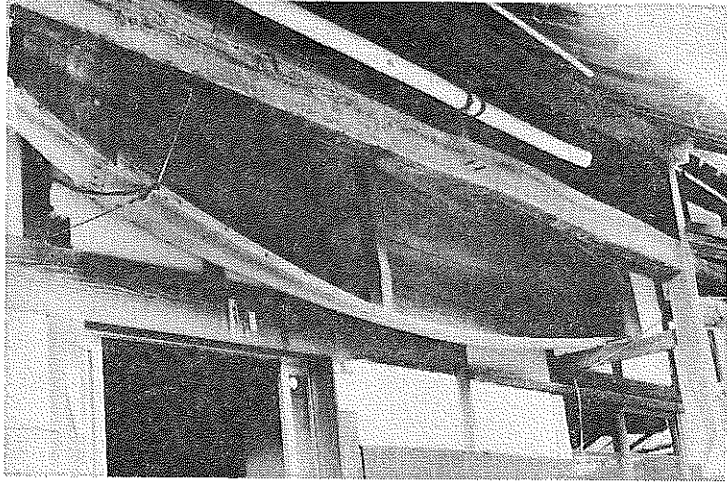
2. 上げ舟 水屋

水害時の避難、炊き出しなどに舟は唯一の交通手段となる。1953(昭和28)年の洪水時には42戸が舟を所有しており、これは当時の総戸数85戸の実に49.4%に相当する。その後破損したり、売却したりで舟を持つ家は減少し、9.12水害時には24戸であった。これは総戸数105戸の22.9%にあたる(写Ⅱ-2)。

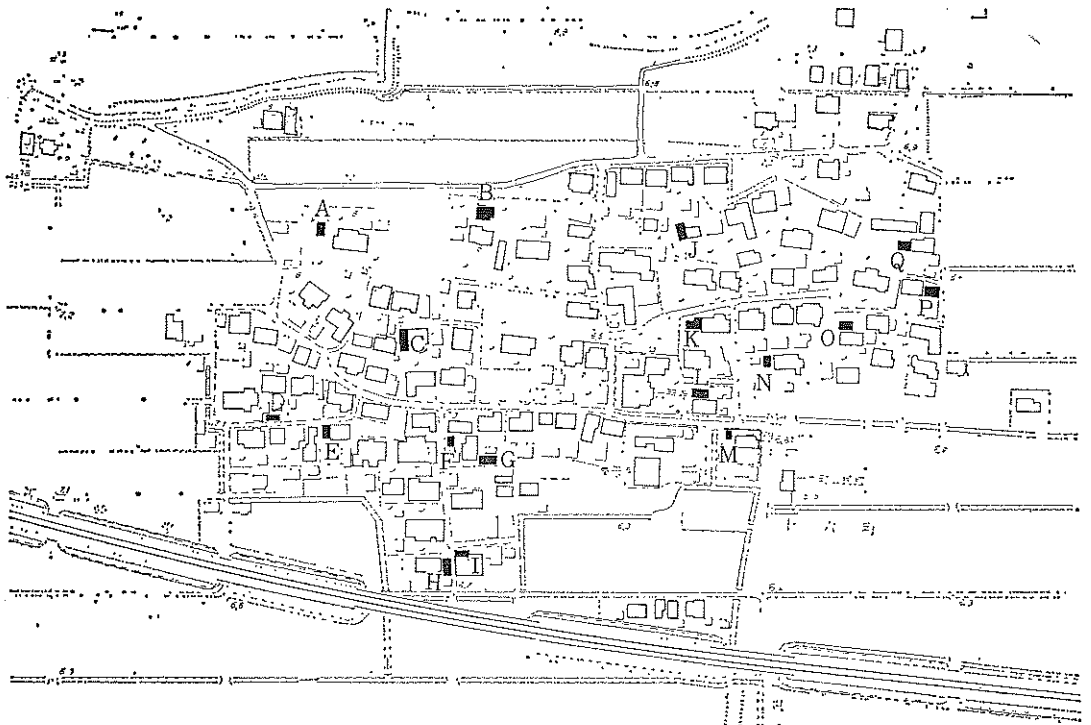
十六輪中には17の水屋が残っており、その分布は図Ⅱ-3のとおりである。水屋をその機能によって分類すると³²⁾、(1)住居式水屋——畳敷きの部屋からなり、部屋数は1~2。母屋ほど十分ではないが起居できる程度に窓もある。長男夫婦の住居として、あるいは子供部屋として使用されている(写Ⅱ-3)。(2)住居倉庫式水屋——建物の一部が畳敷きの居間で、他は板敷きまたは土間の倉庫になっている。倉庫の一部が味噌部屋になっているものもある。(3)倉庫式水屋——主に米蔵、道具入れの機能をもつもの。(4)土蔵水屋——厚い土蔵壁からなる米蔵。入口の左右の庇の部分が味噌部屋と産室になっているものもある(写Ⅱ-4)。2つとも(AとF)旧

32) 宇野春雄「水屋」『輪中——その展開と構造——』古今書院、1975、pp.194~198。

写Ⅱ-2 上げ船



図Ⅱ-3 水屋の分布



地主宅にある。

以上の4つのタイプに分類できるが、住居式

水屋の4つを除いて、他はすべて現在は倉庫、物置きとして利用されている(表Ⅱ-1)。

十六輪中の成立と現況（馬淵・安田）

写Ⅱ-3 住居式水屋



（安田撮影）

表Ⅱ-1 水屋の機能

記号	本来の機能	現在の機能	記号	本来の機能	現在の機能	記号	本来の機能	現在の機能
A	土蔵	倉庫	G	住居・倉庫	倉庫	M	倉庫	倉庫
B	住居・倉庫	〃	H	住居	住居	N	〃	〃
C	倉庫	〃	I	倉庫	倉庫	O	住居・倉庫	〃
D	住居・倉庫	〃	J	住居・倉庫	〃	P	住居	住居
E	住居	住居	K	〃	〃	Q	住居・倉庫	倉庫
F	土蔵	倉庫	L	住居	住居			

A～Qについては図Ⅱ-3参照

写Ⅱ-4 土蔵式水屋

3. 祭礼

毎年四月六日、村人は老若男女すべてが八幡神社脇の遊園地に集まり、蓆、ござを広げて腰をおろし、手造りの昼食をともにしながら、にわか造りの舞台に目をやった（写Ⅱ-5）。秋の村祭りに次ぐこの祭りは、村人だけで祝う「記念碑祭り」で、神社境内にある「治水功労者記念碑」に因む祭りである。1869（明治2）年の十六輪中成立の際、寝食を忘れて奔走したのが地主の坂井沖右衛門である。また、1891（明治24）年濃尾大地震では地主の坂井五一、岡崎安、岡崎勝吉の3名が、破壊した堤防の復旧に一致団結してあたった。治水功労者記念碑は上記4名の功績を称えている。碑文には



左が産室、右が味噌部屋（安田撮影）

「南宮山下十六里古来沮渚潦水停滞頻年被
水害野無草色民有菜色里正坂井沖右衛門深憂

写Ⅱ-5 記念碑祭り



和田勇夫氏提供

之朝走タ犇殆忘寝食奪排百難新築堰堤実明治
 二年也里民安堵年増田産明治二十四年十月北
 濃根尾谷陥没濃尾二州地大震人畜死傷家屋倒
 壊堤塘決裂其惨不可言也十六里亦被害當此時
 坂井五一岡崎安岡崎勝吉三氏大施復旧工事国
 庫亦補助焉扞此乎塞者通溢平再来禾穀豊穰人
 足家給時隣村静里村以違定規増築堰堤訴干官
 三氏抗争太勉遂婦干勝訴四氏之功不可雖也…
 ……新築堰堤 修里有年 仁以除害
 智以制先 其人歿亡 其徳永伝……

……」

とある。

十六輪中の南西端、相川左岸堤防と西の輪中
 堤とが連なるところに水神が祭ってある。毎年
 7月16日、村人は提灯をともし御神酒を供え
 て、水難除け、五穀豊穰を祈願する(写Ⅱ-6)。
 1872(明治5)年の村明細帳には

「一 神社七ヶ所
 内

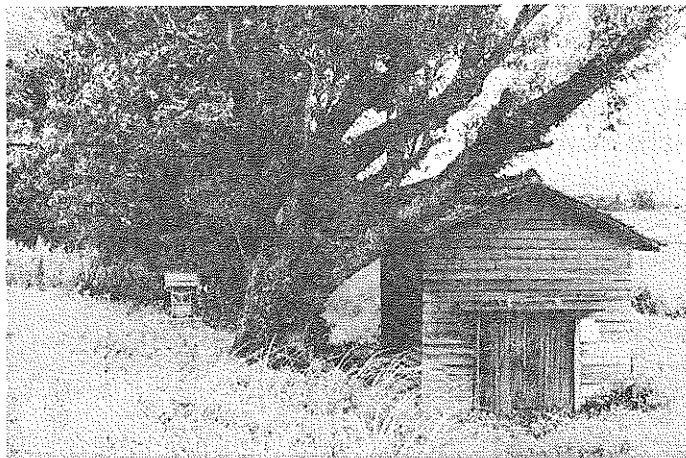
……………
 神明宮 社内堤上
 但六月十六日祭礼」

とある。村人からは「お神明さま」と呼ばれ
 ているこの水神は、東流する相川が輪中堤にぶ
 つかって屈曲する堤上にあることから、破堤の
 恐れのあるところ、もしくは実際に破堤したと
 ころ、と考えられる。現に1953(昭和28)年の決
 潰箇所は、水神が祭られているところからわず
 か200メートル程しか離れていない。決潰の際
 堤内に土砂が堆積し、決潰口付近は畑になっ
 ている。この水害を契機に十六輪中では堤内の53
 ヘクタールを皮切りに土地改良事業が実施され
 た。

む す び

十六輪中は戦後2回の水害をこうむってい

写Ⅱ-6 水神と水防倉庫



安田撮影

る。1953（昭和28）年は相川の破堤，1976（昭和51）年は輪中堤の溢水と堤内の湛水がそれぞれ直接原因という，全くタイプの異なる水害であった。1953年の水害ではほとんどの家が床上浸水であったが，旧地主家は相対的に地盤が高く，被害は少なかった。いわゆる階層的立地の様子がよくわかる。また，このときには旧地主宅や寺へ教家族が避難しており，寺が助命壇の機能を果たしていることがわかる。

一方，1951年の9.12水害では，旧家屋の被害は比較的少なく，昭和40年代以降の新築家屋に床上浸水の被害が集中している。これら新築家屋は，地元住民が新築したものと，輪中外からの転入者が新築したものが，おおよそ半々を占める。相川の改修工事などにより，地元の人々も洪水に対する心配が多少薄れていたせいかもしれない。9.12水害後は，新築・改築に際し盛土が目立つようになった。

水屋，上げ舟の本来の機能が薄らいでいくなかで，輪中の水防体制は昔どおり維持されている。町内は6つの組（地元では「瀬古」とよぶ）に分かれ，各組に水防団員が1名いる。堤外の水位が上昇すると，水防団員が巡回パトロールを行い，警戒水位を突破すると「総出」といって，各戸から1人ずつで輪中堤の警戒にあたる。まさに生きている輪中，ということがいえる。

ところで十六輪中の長い水との闘いの歴史は西濃平野全体の輪中の歴史でもあった。輪中民

は苦難の隣接輪中との抗争の中で自らの生命・財産を投げ出し，輪中を形成して，村を守り，また水屋，上げ舟，上げ仏壇等輪中独特の文化を作り出してきた。

だが時代の発展・科学技術の発達とともに，輪中堤は強固なものとなって，破堤入水の危険性はきわめて少なくなり，数十年に1回の溢水による浸水も昔のような大きな被害を与えなくなった。こうした状況の中で輪中民は輪中の苦難の歴史を忘れ，さらに輪中堤の重要性さえも忘れて輪中堤無用論まで唱え，輪中文化の意義を否定し，輪中内部の近代化・都市化を推し進めてきた³³⁾。しかし昭和51年の9.12災害は都市化された輪中に多大な被害をもたらし，再び輪中が再認識されるようになった。輪中堤の切割り整備³⁴⁾や河川改修³⁵⁾，堤防の嵩上げ³⁶⁾等の工事はそのあらわれである。

だが都市化の勢いは強く，人々の住居が地価の安い輪中の低湿地へ進出している事実は9.12災害以後も全く変わらず，再び輪中堤無用論が勢いをえようとしている。

輪中堤の重要性は過去の歴史が物語るように，現代の高度産業技術社会においても明らかである。今後は国・地方自治体を中心に，堤防の強化，川底の浚渫，排水機の設置の進捗をはかることはもちろん，21世紀における輪中地域と新しい水への対応とを，輪中堤を含めて考えていかなければならない，と思うのである。

33) 安八町，墨俣町，穂積町の都市化がとくに著しい。

34) 昭和55年に福東輪中北堤南波の開放型切割り（Opencutting）が箱型切割り（Boxcutting）に整備された。その他，野口の箱型切割りも整備された。

35) 杭瀬川や長良川。

36) 十六輪中北堤等。

